

第3回岩手県分権推進会議

日 時 平成20年1月25日(金) 13:30～16:30

会 場 エスポワールいわて 2F 大会議室

1 開 会

○和山主幹 それでは、ただいまから第3回岩手県分権推進会議を開会いたします。

本日の会議は、都合により相原委員、川村委員、北村委員、熊坂委員、佐々木委員、谷村委員、酒井委員が欠席となっております。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、岩手県分権推進会議設置要綱第4により、知事が座長を務めることとなっておりますので、ここからは座長に議事の進行をお願いいたします。

2 議 事

(1) 協議

本県における分権推進のための課題解決の方向について

岩手県権限移譲等推進計画について

国への制度改正要望について

(2) 報告

国への緊急提言について

(3) その他

○達増座長 それでは、ただいまから議事に入ります。

最初に、本日の議事の内容について確認いたします。1つ目は、本県における分権推進のための課題解決の方向ですが、第2回の推進会議までにいただいたご意見に基づいて、今後の取り組みの方向を取りまとめたものです。来年度以降、具体的に取り組んでいきたいと考えております。

2つ目は、今後の権限移譲の考え方、進め方について取りまとめた岩手県権限移譲等推進計画案です。地方自治における役割分担の基本原則に基づき、検討部会において各行政分野における市町村と県の望ましい役割分担と、市町村に移譲する事務権限の内容を具体的に検討し取りまとめたものです。

3つ目としては、これまで役割分担等の検討過程で、国への制度改正の要望が必要と認められる事項について取りまとめたものです。

4つ目については、去る1月8日に国に対して行った緊急提言です。基本的に、事前に

各委員からの御了解をいただいている内容ですので、報告事項とします。

それでは、議題 1 の本県における分権推進のための課題解決の方向について事務局から説明をお願いします。

○望月地域企画室長 地域企画室長の望月です。それでは、資料 1、本県における分権推進のための課題解決の方向についてについて説明いたします。資料はあらかじめ送付しておりますので、ポイントのみの説明とさせていただきます。

この資料は、先ほど座長からもお話がありましたとおり、これまで当分権推進会議において議論してきた内容を集約するとともに、来年度以降の検討、取り組みの方向性を取りまとめたものでございます。

まず、1 ページの 1、地方分権改革の基本的考え方では、国に対して大幅な権限移譲を求めていくとともに、分権に関連した事項についてさまざまな提言を行っていく旨を記述しております。

次に、2 ページをご覧くださいと思います。2 ページの 2、分権改革の進め方ですが、本県の分権改革について、明快かつ迅速に進めるとともに、県、市町村を通じた職員の意識改革や行政システムの簡素、効率化を推進する旨を記述しております。

なお、その(3)に権限移譲モデル市町村の記述がございます。参考 4 という A 4 の資料が行っているかと思います。この参考の 4 に記載してございますが、本年度は盛岡市、一関市、花巻市を指定いたしました。来年度は、2 市町村を追加したいと考えておまして、計 5 つぐらいを指定いたしまして、権限移譲の推進のモデルという形で進めていきたいと思っております。

なお、来年度につきましては、小規模な市町村にこのモデルになっていただくことを検討していきたいと考えています。

次に、資料 1 のほうにお戻りいただきまして、2 ページの 3、分権型社会に求められる自治体のあり方、この自治体というのは県と市町村という意味でございますが、市町村と県が分権や権限移譲を進めるため、それぞれが取り組むべき事項や人材育成についての両者の連携につきまして記述しております。

次に、3 ページの 4、役割分担や権限移譲等のあり方でございますが、ここでは市町村と県の役割分担や権限移譲を進めるに当たっての留意点について記述しております。

それから次に、4 ページから 5 ページ、番号でいいますと 5、6、7、8 ですが、ここでは県・市町村と民間・住民との協働の進め方、市町村の広域連携や合併、あるいは政策

法務への取り組み等について出された意見、あるいは今後の方向性などを記述しております。

6ページでございます。ここでは、今年度の議論のまとめとして(1)から(4)まで記述しておりますが、特に(4)では、これまでの分権改革の成果の積極的な活用と国に対する積極的な提言活動、さらに来年度以降も当会議において議論を尽くし、本県における分権改革を強力に進める旨を記述しております。

なお、国の動向につきましては、参考3というA4の横長の資料が後ろにございます。これは、国の地方分権改革推進委員会、ここが昨年11月16日に出しました中間的な取りまとめの概要を記述したものでございます。内容の説明は省略いたしますが、国の分権改革委員会で今どんな議論がなされているのか、そういったことが書かれてございますので、参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○達増座長 この議事については、2時半くらいまでをめぐりに時間をかけたいと思っておりますので、それを目安にご意見、ご質問いただきたいと思います。

では、特にないようございましたら、次の議題に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○達増座長 それでは、高橋委員。

○高橋委員 どの項目で議論したらいいか、ちょっと判断が難しいので、もし後のほうがよければおっしゃっていただければと思うのですけれども、資料1の1の基本的考え方の(4)のところなのですけれども、国の制度改正により云々と、いろいろ資格を持った方を何人配置すべきであるとか、そういう制約のことだと思っておりますが、これに関してどういう問題としてとらえていったらいいのか。つまりこういう資格を持った人間の配置が問題にされるということは、それぞれの領域でのサービス水準の高さを確保していこうということですので、それ自体が間違っているとかという問題ではないのですが、現実問題として各自治体ごとに必ず何人設置するという話になりますと、必然的に全体として非常に効率の悪いことになるとか、あるいは自治体として負っていけない部分が生じるとか、そういうことを指しているのかなと思うのですけれども、そうなった場合に、ではどう対処していくべきかという問題が出てきます。

それで、まず地方の側で考えたときに、今申し上げたとおり自治体ごとに必ず何人ということをしてすべての専門職についてやっていくとなると、確かに大変なことになるというこ

とがありますので、これを例えば県なり、あるいは自治体間でうまく分担というか、必ずしも全部の自治体がそれぞれ全部を備えなければならないという形ではなく、かつ、全体としての仕事が機能するような融通がきく配置をして、かつ、その全体がうまく調和しているかは地方の側でちゃんと見て責任をとれるのだという体制をつくるという主張内容につながると思うのですが、そういう理解でいいのかということです。

それは、地方の側の体制の整え方としても出る問題なのですが、もう一つの問題として、これは国に対する制度要求のほうになるのかもしれませんが、そのような資格や専門職制度、それ自体にも関係が出てくるだろうと。これは地方側にはどうしようもない話なのですけれども、これから各論のところに出てくると思いますが、医療、福祉などさまざまな領域において非常に資格が細分化してきて、専門職資格が大変多様なものになってきています。それぞれの領域ですべて基準が定められていくと、細分化された資格の専門職をそれぞれ地方で雇わないといけなくなってきて、そしてその内容がどういうものかについては、非常に国の側の基準管理というものが厳しく行われたり、直接国そのものではないのだけれども、全国的にその資格を管理する業界団体、あるいは専門職団体というのでしょうか、そういうところが国単位でそれを管理すると。そうすると、現実的には地方の側がそれに制約されることになるでしょう。

そうすると、国単位の、ただし直接国が関与するものだけとは限らず、そういう資格制度に関しても一言でどうすべきだというのは難しいのですけれども、何らかの形でそれを実際に受け入れて、各地域で展開する側にも立って運用するようなことをやっていただかないと、だんだん資格の専門性が細分化するほど、それを各自治体で負っていくことができず、結果的に中央集権的な行政をやらざるを得なくなってしまうと思いますので、国に対していろいろ提案をしていくべきことかなと思います。ちょっと長くなりましたけれども、この項目について、このような理解でいいのか問題提起したいと思いました。

○達増座長 では、事務局から答弁をお願いします。

○望月地域企画室長 今高橋委員がご指摘になったとおりだと思っています。地方の側から見て、大きな課題というのは大きく2つあるのかなと思っています。一つは、さまざまな資格等にかかわる配置基準を国の一律の基準のもとで決められて、なかなか地方の意見等が反映されない状況があるのかなと思います。それと、もう一つは、財源手当ての問題がございます。例えば交付税の中に算入しているという説明があるわけですが、全体として交付税の額は大きく増えていません。地方の側からは直接的にはそういうことがあるわけ

ですが、こういったことが重なっていきますと、先ほど委員がご指摘されたように中央集権的なさまざまな取り組みの中で地方の自主性というのが損なわれていくという問題もありますので、今の高橋委員の認識は、今後この会議の中でも、地方の側として提言していただけるものを議論していただければと、このように思っております。

○達増座長 よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見。

はい、多田委員。

○多田委員 今の高橋委員の意見と多分重複するかもしれませんが、割と切実に考えているものですが、1番の(1)の大幅な権限移譲を国に求めていくというのは確かにそのとおりだと思うのですが、その場合の県の人員確保あるいは県でも行財政改革をやられているわけですので、財政的なものについては、どのように担保していけるのか非常に心配するわけです。というのは、同じように県のほうから市町村に権限移譲しますよと言われますと、我々市町村の立場とすれば、やっぱり財政的なもの、人力的なもの、行財政改革で一生懸命人員を減らしたりして、あるいは民間委託をしたりという努力をしていますが、そういうものが次から次と来ますと、今望月室長さんから言われたとおり、交付税で見えていますよと市町村課からは言われますけれども、それがどのくらい入っているのかは全然わからないという、全く同じジレンマがありますので、その辺のとらえ方をぜひ教えていただきたいと思っております。

それから、そこの(5)番の最後に道州制のあり方についても十分配慮していくということなのですが、これはどのように配慮していくというふうに理解すればいいのかなというのがありますので、この辺2つほどお聞かせいただきたいと思います。

○達増座長 事務局から答弁をお願いします。

○望月地域企画室長 まず、1の(1)、権限の関係でございますが、これにつきましては当然それに必要な経費、つまり財源についてもセットで移譲してくれということを要求していくということが基本になると、このように考えております。

人的資源については、現状でも特に人のノウハウとか、そういったものについては地方にも、県にもある程度のものはあるという認識がありますが、さらに専門的なものが必要ということであれば、当然、人もセットでということになるかと思えます。

それから、道州制の関係につきましては、現在、国レベルのほうでさまざまな議論が始まっており、特に政党レベルでは議論が始まっています。こういった動向を見ながらという意味でございますが、これの動向がどうなるか、そういったものをこの分権推進会議が

4年間の設置ということですので、その間の動向を見ながら検討を進めていこうと、こう
いった趣旨でございます。

○達増座長 多田委員。

○多田委員 1番については、前にも議論されている中身ですので、多分そういうお答え
なのだろうと思うのですが、望月室長さんから自信を持って言われるとそうかなと思うの
ですが、本当に求めただけの財政的なものというのが確保されるのかなというのに私は不
安を抱えるという意味で申し上げたところであります。

それから、もう一つ、国の制度というものが、例えば介護保険とか、今度新たに後期高
齢者医療が始まると、それに備えて我が町であれば県からは0.5人ぐらいの人員が必要で
すよ、軌道に乗れば1人ぐらい必要ですよという話を言われてきていたのですが、最近にな
ったら、まだ二、三年は0.5でいいのではないですか、次の制度改正になればまたどうなる
かわかりませんという、どうも我々も人材を確保するのに不安が常につきまとうわけです。

同じように、今言われた道州制に配慮しながらということになりますと、では4年間は
分権は進めなくていいのかと、道州制の見きわめがついてからでも遅くないのかなとい
うようなニュアンスにも受けとめられるのですが、そんなことはないですよ。確認させて
ください。

○達増座長 事務局から答弁願います。

○望月地域企画室長 道州制のほうにつきましては、その様子を見ながらということで、何
もしないという意味ではございません。

それから、人材の関係につきましては、次のところでまたお話し申し上げようと思っ
たのですが、県でもさまざま市町村の人材育成に関する制度を検討しておりますし、また、実
際、現在もポイント式の一括移譲など、専門職員を市町村に派遣しているところです。こ
ういったものを相互に活用しながら人材を育成していきたいと思っております。

○達増座長 よろしいでしょうか。

では、小原委員。

○小原委員 私もどこで言えばいいのかなと思っていたら、今高橋委員さんとか多田委員
さんからお話が出たのですけれども、財政のことなのですが、事務的な経費については書
かれておりまして、それは担保されるのかなと思っているのですけれども、本体の事業、そ
のこと自体に対する負担といいますか、支援といいますか、そういうものが徐々に薄くな
っていくのかなという不安があります。例えば商工会の指導監督とかというのがあるので

すが、そういうものをおろしていくときに、事務的な経費はさほどかからないのですけれども、例えば商工会の人件費なんか出ていますね、国から県を通じてなのでしょうか。もちろん市町村も応分の負担をというか、補助を出したりしているわけですが、そういう事務的な部分の権限があり、その部分のお金は手当てされたとして、本体の事業、商工業の振興といいますか、大きく言えばそういう中でのいろんな事業がどんどんおりにていくということになりますと、そここのところの負担というのは額的にも大変大きなものがありまして、その辺は分権の本来の意味からいえば、その事業そのものもおりにていかなければいけないのしょうけれども、そここのところを一気に100も200も事務をどんどんおりにていくときに、その本体事業への影響が非常に懸念されるといいますか、心配しております。

そういう心配があるものですから、それをどこで触れるのかなと思うのですけれども、もし基本的な考え方の中で触れるとすれば、こっちの中間的な国の取りまとめの中では税財政というのは書いてあるのですけれども、どこかにそこはしっかり、国は国としての役割は維持するとか、何とか触れておいていただけないのかなと思いました。実はその後のいろんな計画の中で出てくるのかなとも思いますけれども、事務的な経費についてはしっかり書かれているような気がいたしましたが、本体事業への影響というのはいらないようにしていただけないかと、そのように考えております。

○達増座長 そうですね。今のことについて事務局から何かあれば。

○望月地域企画室長 今の小原委員さんのご懸念の部分は、検討していきたいと思っております。後ほど申し上げるつもりだったのですが、国の制度改正要望への検討状況というのがございます。この中で「その他」ということで、例えば旅券の関係などについて国のきちんとした支援を求めていくことにしておりますが、例えば、この「その他」のところでは権限移譲に伴う実態を分権会議の中で明らかにして、国としてきっちり責任を持ってやっていただくべきことを今後のこの会議の中で具体的な例を出しながら検討して、国に提言していく活動も必要だと思っております。

○達増座長 ほかに質問、意見。

稲葉委員。

○稲葉委員 今まで出された議論にも共通しておりますけれども、今我々がやろうとしているのは、もちろん分権拡大ということですが、そのスタンスとすればやはり国にお願いするとか、要望するとかという色彩はまだ強い。ですから、お金もどうなるかわからないというような不安が付きまといまして、実は私もドイツの分権、また合併等も

調べておりますけれども、はっきりと国と地方の法的に保障された協議の場がある。実は今国内でも地方六団体、全国町村会でも、そういう法的にちゃんと権限のある協議の場、今はほとんど地方の自治制度も地方に関係あるような社会保障の制度も国が決めて、これは国権の場としても全部決める。そこで決めるということになっていますから、どうしてもお願いするとか、提言するとか、何かの場があったにしろ、それは意見を述べてくるというような形になるのですけれども、もう少しはっきりとした協議の場がなければ、こういうことが各都道府県でも、また我々何か開くにしても出てくるのかなと思います。

今全国町村会でも法的に確立されたそういう協議の場、ある意味ではちょっと国会の権限に触れることですよ。今はもう国会で全部決められるということになっていて、ちょっと触れるという問題もあって、特に各省庁、財務省も総務省も反対しているのですが、そういうことも要求していかなければ、さっき言った道州制も含めて、いつまでたっても堂々めぐりの面があるのかなと。ドイツでは、もう先に州ができていて、かつ、そういう協議の場もまだあるということでございますし、ちなみに分権について自治体のサイズが小さ過ぎれば無理だということは一言も書かれていないといいますが、それは別の形で補ってやっているということが見られるわけですので、何かきょうの協議の最後の項目に国に対する要望がありますけれども、そろそろその辺一緒になって考えていくという、対等に、しかも法的に保障されてというような形がなければ、今言ったとおりだれかに決めてもらうと、不安だとか、やったらいいかどうかわからないという形になりがちだという感じも持っております、国に対する要望の中と言えはおかしいのですけれども、そういうことも例えば岩手県並びにその傘下の市町村としても、そういう協議の場の設立を求めていく項目があってもいいという感じはいたしております。ただ、少々大きい問題でございますので、どう事務局として整理するかというのは残っておりますけれども、そういう感じを受けました。

以上でございます。

○達増座長 事務局から何かあれば。

○望月地域企画室長 これの知事会とか町村会とか市長会とか、さまざまな団体との関連も出てくると思います。当会議としてどのように扱うか、今後もさまざま議論していかなければと思います。事務局として、これからどのように対応していくか、検討させていただきたいと思います。

○達増座長 ほかに質問、意見などございませんでしょうか。

小野委員。

○小野委員 ちょっと勉強不足で申しわけないところなのですが、1ページのところの(2)で、今後は自治立法権の確立を目指しという言葉が出ています。その後5ページと、まとめのところにも自治立法権ということが書かれておりますけれども、今後の自治立法権の確立という部分は、単に条例制定の自由度を高めてやっていくということなのか、もっと大きな部分のイメージを持っているのかということと、できれば現状を少しお話ししていただければありがたいと思います。

○達増座長 事務局、お願いします。

○望月地域企画室長 いま小野委員からお話がありましたとおり、この自治立法権というのは条例制定権に係る問題でございます。これについては、一時、昭和40年代に条例制定権の範囲と限界というのが問題になったことがありまして、例えば公害防止などについて、国の規制よりも厳しいことを自治体でできるかとか、こういったことがあったわけです。現在この条例制定の関係につきましては、いわゆる横出し規制とか、上乘せ規制とかということが言われております。こういったことが最近は増えてきているわけですが、これをさらに充実させることができないか考えているところでございます。これは、さまざまな規制、行政の場面等がございますので、こういったものの中で地方の自主性をどの程度発揮できるかにもかかってくることから、いろいろ検討しながら、少しでも拡大を図っていければと、このように考えております。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

多田委員。

○多田委員 できれば、知事はこの間まで衆議院議員をやられておられましたので、大分詳しいのではないかと思いますのですが、この権限について国家公務員でわかりやすく言えば、霞が関はなかなか離したがると思いますが、永田町はどうなのですか。知事のご見解、知事ではなくて元衆議院議員の経験者としてお聞かせください。

○達増座長 2つの流れがあると思います。日本全体を強くするためにも地方が強くなければだめで、分権的な日本にしていかなければならないという方向性が国会議員の中にもあると思います。

一方では、その正反対、権限、そして予算、財源を極力国に集中させて、地方のどんな細かい小さいことでも国の予算で解決する。何かあれば国にそういう予算措置をお願いするというような仕組みを温存することがいいのだという、その両方あると思います。そう

いった中で、いろんな議論や政治過程の中で、いろんなことが進んでいるということだと思います。

○多田委員 そうすると、いま我々がやっていることは、自己満足の面がありますね。

○達増座長 分権国家の実現というのを目指す政治の流れもありますので、その方向性とうまく一致すれば、一気に分権的な改革は進んでいくと思います。

平木委員。

○平木委員 特に新しいお話ではないのですが、稲葉委員さんがおっしゃったのと同じ考え方なのですが、少なくとも岩手県がこの会議で方向性を打ち出したり計画をつくったりする際には、国への要望とか、そういう言葉は一切おやめいただきたい。地方自治の最大のよりどころである地方自治法では、第1次分権改革、2000年の一括法によって対等、協力の関係というのがもう明確になっているわけですから、県の姿勢、こちら側の姿勢として、少なくとも自分たちが下であるような、上下主従の下ですとか従ですとか、そういうことと読み取られてしまうような表現は一切やめて、自信を持って対等の立場で提言していきなり交渉していきなりすべきだと思います。

国と地方の協議の場というのは、地方六団体ももちろん要求ではなくて提言、交渉しようとしているわけですが、この件について言えばいかがなのでしょう。県と市町村というのは、別に上下主従ではもとよりありませんけれども、同じ基礎自治体と広域自治体ということで、県と市町村の分権推進に向けた協議の場というのを何か正式にこれから整えていくということも検討していくべきではないかなと、あるいはこの会議からそういう提言をしてもいいのではないかなと思っています。

それと、もう一点ご説明いただきたいのですが、地方交付税交付金を県を通して市町村に配分していくことがありますよね、県から市町村に。合併したりしてそこそ大きくなって、権限の移譲を受けることになった市町村と、それから同じ権限をまだ受けない、まだ受けとめられないとか、今受けとめる意思がないとか、そういうことで受けない市町村と、同じ岩手県の中に、同じ権限に関して移譲を受けるところと受けないところが出てきた場合に、それにかかわる地方交付税交付金が仮にあった場合、県としては正確にそれを配分できるのでしょうか。市町村にとっても、あるいは県民にとっても非常にきっちりと説明できる透明な形で配分するといいますか、これは県に残る部分、これは移譲した市町村に行く部分という、地方交付税交付金の配分の実務については、その点心配ないのか、伺いたいと思います。

と言いますのは、それがかわるとすれば、ある事務事業を市町村に移譲するとなったら、全部に一齐に移譲しなければいけないとか、部分部分ではだめですよとなってくる心配がないのか、その点について教えていただきたいと思います。

○達増座長 地方交付税交付金の事務について答弁をお願いします。

○望月地域企画室長 条例の関係につきましては、事務処理交付金という形でやっておりますので、その関係でよろしゅうございますか。

次のとき説明しようと思っていたのですが、資料の2の7ページをごらんいただければと思います。県で定めております権限移譲について、事務処理の特例に関する条例という条例がございます、これに基づいて市町村事務処理交付金という制度をつくっております。その7ページの真ん中ごろにありますような、こういった単価で算定いたしまして、各市町村にお支払いしているという状況でございます。

交付税の関係につきましては、手元に資料ございませんので、この部分についてはちょっと時間をいただければと思っております。

○達増座長 ほかに質問、ご意見ございませんでしょうか。

なければ、次の議題に移りたいと思いますが、本県における分権推進のための課題解決の方向については、今いただきましたご意見も踏まえて、来年度からこの方向で進めていくこととしたいと思います。

次に、議事、「岩手県権限移譲等推進計画案」について事務局から説明をお願いします。

○望月地域企画室長 それでは、資料2、岩手県権限移譲等推進計画をごらんいただきたいと思います。この計画は、来年度以降の県から市町村への権限移譲について、その基本的な方針を定めようとするものです。なお、表紙の中ほどに囲みで記述してありますとおり、本日委員の皆様方の了承を得られました上はパブリックコメントを実施いたしまして、県民の皆様のご意見をお伺いした上で今年度内に策定したいと、このように考えております。

次に、計画の内容について説明いたします。1ページ、まず、計画策定の意義ですが、これは地方分権改革の内容や、本県における権限移譲の取り組み状況を記述しております。なお、ここにあります2の本県における権限移譲の取り組みの状況でございますが、平成18年度、県から市町村への移譲事務数は11市町村に435件でしたが、平成19年度は31市町村に延

べ3,499件、それから平成20年度は、これは盛岡市の中核市移行も含まれますが、約3,700件と見込まれているところでございます。こういった権限移譲の取り組みがここ一、二年で急速に進んでいるという状況でございます。

次に、2ページをご覧くださいと思います。ここでは、権限移譲の課題、今後の進め方を記述しております。

それから、3ページ、5の権限移譲の基本的な考え方でございますが、ちょっと薄く網かけして、
、
、
と書いてございます。この基本的な考え方、すなわち
の住民視点による権限移譲、それから
、県と市町村の役割分担による権限移譲、それから市町村行政の総合性を高める権限移譲、こういった考え方に基きまして権限移譲を進めていく旨を記述しております。

次に、4ページをご覧くださいと思います。
、計画の内容ですが、2のところ、計画の期間でございます。平成22年度までの3か年とすること、それから5のところ、計画策定後、市町村ごとにプログラムを策定いたしまして権限移譲を進めていくこと。

それから、次の5ページでございますが、(4)で事務処理交付金の措置などの財源の措置につきまして、それから(5)では人的支援ということで、職員交流あるいは県からの専門職員の派遣、こういった人的支援について記述しております。

次の6ページですが、権限移譲の手続について、特に(1)では新年度に市町村ごとに協議組織を設けることを記述しております。あとは、手続面の今までもやってきたことでございます。

次に、7ページ、財源措置、先ほどちょっと申し上げましたが、事務処理交付金等の内容を書いてございます。それから、(2)では初年度調整費ということで、初めて受ける場合に1法令事務につき2万円といったことを記述してございます。

次に、8ページでございます。人的支援について、これは県から市町村への人的支援でございますが、ここでは県で用意している各種人的支援制度について書いてございます。(1)、(2)、(3)、これは既に実施しているものでございまして、こういったものをさらに拡大していきたいと考えております。

次の9ページ、ここは適正な事務処理確保、あるいはこういった事務処理を市町村が円滑に行うための県からの支援ということで、(1)から(6)まで載せているところでございます。

次に、10ページ、今後の検討事項でございます。今後の検討事項では、実は県職員も大

分削減が進んでおります。今後知事部局4,000人体制ということで考えております。こういった削減が進む中で、県でも決して数が多くない専門的な知識、技術を持つ職員、例えば環境関係の専門知識、技術を持つ職員などがいるわけですが、こういった専門職員をどのように活用していくか、これが(1)、(2)、こんなところを検討していきたいというふうに考えておりますし、また物的な面では、そこに実施例ということで遠野市の事例を記述しておりますが、合同庁舎の空きスペースを活用した市町村、県組織のワンフロア化、こういったものについて検討していく、こういった記述をしております。以上が計画の総論部分でございます。

次に、別冊の1をごらんいただければと思います。これは、各行政分野の市町村と県の役割分担の考え方ということで書いてありますが、各行政分野、ここで1から7まで7つの分野に分けてありますが、こうした行政分野ごとに法令上あるいは主要な施策推進上の市町村と県の役割分担の考え方、これを整理したものでございます。内容は省略させていただきます。

次に、別冊の2でございます。この別冊の2は、移譲対象事務権限一覧表ですが、平成22年度までの移譲対象事務権限、これを各行政分野ごとに事務の内容、それから移譲開始年度などを整理したものでございます。個別の内容は割愛させていただきますが、いずれも各分野の検討部会におきまして、代表して市町村の副市町村長をはじめ、部長、課長、こういった幹部の皆様にも参画いただき作成したものでございます。

説明は以上でございます。

○達増座長 この議題については、午後4時までをめぐりに時間をとってございますけれども、2つに分けまして、総論部分、この資料2の計画の総論と、別冊1、別冊2の各論を分けまして、まずは総論部分についてご質問、ご意見等をお聞きしたいと思います。、計画策定の意義、、計画の内容ということで1ページから12ページまでのものであります。

多田委員。

○多田委員 2つほどお聞かせください。

4ページの計画の期間が平成22年までということになっているのですが、これは県と市町村の関係だからいいのかもしれませんが、先ほど道州制との絡みで、それを配慮しながらやっていくのだというのは、それは国と県の分野であって、市町村と県の分野については淡々と3年間で進めますと、こういうお考えなのかどうなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、5ページのほうの(5)番ですが、真ん中ごろに技術専門職員等の派遣というのがあるわけですが、これ私聞いているのは、事務事業と県が技術専門職員を派遣するけれども、2年か3年したら県職員は引き揚げてしまって、あとは市町村で職員を採用してやりなさいよというお考えがあると去る筋から伺っているのですが、この辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○達増座長 事務局、答弁願います。

○望月地域企画室長 ちょっと順序が逆ですが、職員派遣の関係です。ポイント式一括移譲という制度をやっておりますが、これについては原則として県職員は2年間市町村のほうに派遣しますが、その間にさまざまなノウハウを市町村のほうで蓄積してくださいということによっております。それ以外に、現在、例えば事務の一括移譲として、県道の管理事務を岩泉町、田野畑村に移譲しているわけですが、こういった場合はもっと長い年限で土木関係の職員を派遣しております。

それから、これはいつまでも県職員を派遣していればよいとは考えておりません。できるだけそういったノウハウを市町村のほうでも早く職員のほうに伝達していただくと同時に、市町村でも専門的な知識を持つ職員を増やしていただきたいと考えています。まずこの派遣期間内にノウハウを引き継いでいくということとあわせて、相互交流制度というものがございまして、相互交流制度の活用ということで8ページに書いてございまして、こういったさまざまな制度を使いまして、市町村のほうで専門的、技術的事項のノウハウの取得に励んでいただければと思っております。

それから、この計画の期間という話が最初にございましたが、とりあえずこの計画そのものは一定の期間内に目標を定めて成果を出していくということが大事だということで、22年度までということで考えております。これは、当会議の設置期間もその間と考えておりますので、その間の状況についてはこの中でも報告しながら、今後のあり方を探っていくという作業が必要になってくると思っております。その後につきましても、こういったものが必要ということであればやっていきたいと思っております。道州制の議論というのはまだかなり形而上学的な議論のところがあるわけございまして、それとはちょっと切り離れた形で県、市町村でできること、これをどんどんやっていければと考えております。

○達増座長 多田委員。

○多田委員 多分そうだと思っはいるのですが、そうすると国から県に落ちてくる仕事

というのは、そんなに多分ないのだろうかと、今の情勢からいけばそんな感じがしますが、県から市町村にはどんどんおろしますよということになるわけですね、そうすると。それをいいとか悪いではなくて、まず確認をさせていただきたいと思いますし、それから(5)番の技術専門職員や何かを派遣して、もっと長い期間で5年ぐらい、その間に技術を習得してくださいということはそのとおりだと思うのですが、技術は習得するけれども、例えば小さい町に県のほうから2人の土木技術の職員が派遣されてきて、5年間おまえらに教えたから、はい、県では引き揚げますよと2人引き揚げれば、市町村では2人追加しないとやっぱりやっていけなくなるわけですね。その辺はそういう理解でよろしいのですか、そこを教えてください。

○達増座長 答弁願います。

○望月地域企画室長 国に対しましては、後ほど説明する予定でございましたが、制度改正の要望の中で、こういった権限を移してくれということをお願いしてきておりまして、現時点では、6件ですか、6件ということは決して多くないわけですが、こういったものの検討を深めまして、もっと増やしていければと思っております。

それから、県から市町村への権限移譲につきましては、当然のことながら、この計画で定めたとしても、個別の市町村ごとにプログラムをつくりましますので、その中で協議して、これはできる、できないというようなことが決まってくるものだと思っております。そういった意味ではできるだけ各市町村ごとの整合性をとりながら進めたいと思っておりますが、それぞれの市町村の事情、あるいは規模等によってなかなかできないものもあるかと思っておりますので、そこは個別に相談させていただければと、こう思っております。

○達増座長 多田委員。

○多田委員 県職員が引き揚げた後は、やっぱり同じ量の仕事が残るわけですので、市町村が職員を足さねばわからないということの理解でいいですかって聞いたのです。

それと、道州制のほうの絡みも前段の先ほどの1時間前の議論では道州制の動きに配慮しながらと言っているわけですので、その配慮と県から市町村への権限移譲との整合性は大丈夫ですねという意味でございます。

○達増座長 答弁願います。

○望月地域企画室長 県職員を引き揚げた後どうするかというのは、実は大きな問題かというふうに思っております。その際には、例えば今いる市町村の職員の方々にノウハウをもっと一層つけてもらうための交流制度とかいろいろありますので、そういったものを

活用していただくというのが一つあるかと思えます。一方で、もしその技術職員をどうしても採用しなければならぬ、あるいは職員が採用できないということであれば、権限を返上するという場合によってはあり得るのかなと思っております、そのあたりは移譲する権限の内容、それから市町村の実際の職員の状況等によって個別に判断していくしかないと思っております。

それから、道州制との関係につきましては、やはりまだ国のほうの検討が不透明なところもございますので、現時点ではなかなか申し上げることができない部分が多いのかなと思っております。先ほどもちょっと申し上げましたが、いずれ岩手県内で県と市町村の間でできることは着実にやっていきたい、また、国に対するさまざまな提言活動等も積極的にやっていきたいと思っております。

○多田委員 私が聞いているのは、端的に県の方々が市町村に行って2年間でも5年間でもやっていただいて、その2人の方々がいなくなれば、あと市町村にその仕事は一切なくなるのですというのであれば、望月さんのお答えで結構だと思うのです。そうではなくて、技術職員を、市町村の職員を指導しながら知識を高めた上で県職員が引き揚げますというのですけれども、その人たちは実際仕事をしながらやるわけですので、引き揚げた後はやっぱり市町村で職員採用しないと、基本的にその仕事は継続できないわけですね。その辺はそういう理解でいいのですかということで、理解の仕方を教えてくださいという意味ですので、お願いいたします。

○達増座長 では、答弁、どうぞ。

○望月地域企画室長 私、先ほどから申し上げているのは、できるだけそのためにわざわざ市町村のほうで職員を採用しなければならないということにはならないようにすべきだと思っております、そのためにはできるだけ県職員から市町村職員へのノウハウの移転ということを積極的に進めていくとが必要だろうと思っております。どうしても市町村のほうでそういった専門職員を採用しなければできないということであれば、それでも市町村でやっていただくのがいいのか、あるいは県のほうにその仕事を引き揚げたほうがいいのかということも含めて検討することになるだろうと、こういった考えであります。

○達増座長 ほかに質問、意見。

小原委員。

○小原委員 質問です。3ページの上の網かけの部分の3点あるわけですが、その2番目の役割分担に基づく権限移譲というのがありまして、市町村と県は岩手県分権推進会議に

において明確にしてきた市町村と県の役割分担、この明確にしてきたというのは何を指すの
でございましょうか。質問でございますが。

○達増座長 では、答弁をお願いします。

○望月地域企画室長 先ほど中身にちょっと触れなかったのですが、わかりにくかったかなと
思いますが、別冊1のことでございます。別冊1では、各分野ごとに例えば1ページをご
らんいただければ、地域振興、その分野では、法令、条例等に基づく事務権限等の役割分
担ということで、ここに(1)から(4)を掲げております。

それから、2のほうで主要な政策に関する役割分担、これは現在岩手県内で行われてい
るさまざまな政策、施策というのがあるわけですが、こういった分野、地域振興その分野
では主なものとして(1)から(5)までのものを挙げております。この役割分担に基づ
いてという趣旨でございます。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

役重委員。

○役重委員 1つお尋ねしたいのですが、すごく根本的なことの、不勉強で申しわけない
のですが、きょうの議題になっている推進計画ですが、これは推進計画ということで、こ
の上位計画というか、基本計画とか基本構想みたいなものがあって、それに基づいた推進
計画ということでしたか。そうでなく、この推進計画がそもそも出発点だということだっ
たでしょうか。

○達増座長 では、答弁をお願いします。

○望月地域企画室長 上位計画とかそういうものはございません。当会議でこれまでいろ
いろ議論したことを踏まえまして、こういった目標を掲げて県と市町村が権限移譲を進め
ていきたいと思います。

○達増座長 役重委員。

○役重委員 ありがとうございます。

それでは、ちょっとこの総論のところでご意見を申し上げたいのですけれども、この中
で今後の進め方とか権限移譲を進める際にはこういう基本的な考え方で進めましょ
うとか、期間、方法、これらについては何も異論はございません。そのとおりだと思
うのですけれども、一番大事な部分で、では何のために進めるのかという部分が私
はどうしてもこの計画からは読み取りづらいなと思っています。というのは、2ペ
ージにこれまでの権限移譲における課題というところで、 にその権限移譲の意義
や効果が住民に十分伝わって

いない、共有されていないという課題をここにきちっと明示していただいているわけですが、その意義の理解というのが進んできているか、共有されてきているかという、せっかくこの分権推進会議は3回目ですけれども、前進しているとはなかなか感じないのです。

それで、1ページで、1の地方分権改革について、このあたりが趣旨だということだとは思いますが、この1の地方分権改革についてというのは、国ではこうしている、国ではこう考えてこうですという国の流れを記載したものですし、では2の本県における権限移譲の取り組みというのは、その国の流れを受けてこのようにしていますという方法的な部分を書いてあるのではないかなと思うのですが、この1と2の間にやはり岩手県としてこういうことを目指して権限移譲、分権推進やるのだという何か理念というものが無いのかなと。というのは、この推進計画、どうも個別論は別として、岩手県ではなくても、どの都道府県とお題を変えても余り変わらないのかなと、非常に身もふたもない言い方で申しわけないのですけれども、そういう感じがするわけです。

岩手というところの私たちの住んでいる場所を考えたときに、この分権推進が必要だというのは、役所が遠いからパスポートが近くでとれれば便利だとか、それも大事ですけれども、それだけではないという気がします。この県土の広大さ、道路も長ければ雪かきも必要だし、森林の管理費も必要だし、行政コストが非常にかかる土地柄だと思いますし、それに比して高齢化、過疎化、少子化ということから、本当に全国に比べても著しい深刻な課題を抱えている。産業振興もそのとおり、なかなか基盤産業と言われる1次産業にも課題が残っている。そういう状況の中で、やはり右肩下がり時代であるということを引きつらさを感じて、今までのように住民から陳情されて、要望されて道路つくれ、橋をつくれ、農地をあれしろと言われて一生懸命それを県につないで、国につないで、そしてお金が流れてきて、ああ、よかったねと、そういう時代ではもうないのだと。それをやっている限りは、破綻して、それこそ夕張市ではないですけれども、そういうことが現実起こってくるのだという、そういう時代になってきているよと。だからこそ、こういった岩手県に住んでいる私たちが自ら、ではどうすればいいのかと。それはやはり国や県の言うことを、はいはいと聞いていればそれでいいのではなくて、やはり自分たちが市民、住民、それから基礎的自治体である市町村が一体になって、一緒に本当に必要な事業は何なのか、これをやるのが本当に無駄ではないのか、そういうことを考えて、岩手の限られた資源の中でそれを判断して、自分たちの自己責任で判断をしてまちづくりをしていく、地域づくりをしていく。そのためにこそやはり権限移譲というのは必要、分権が必要であるし、逆

に言えば、いいことばかりではない。今までは、いや、これは県に言われてやりました、国の補助金が来たからやりましたで言いわけついていたことが、いやいや、権限はあなたたちにあるのでしょうか、自治体が権限を受けたのでしょうか、判断権持っているのでしょうか、そういうところで私たちも住民のチェックや監視機能から逃げ道がないといいますか、そういう立場に置かれる、だからこそ責任も生まれる、政策も生まれるという中で、やはりやっていきましょうよという、何か本当に市民の方にアピールできる、そういう思いを訴えられるような計画の頭の部分だけにでもそういった部分が必要なのではないかなと思うのです。これが終わった後にすぐパブリックコメントにかけるということでしょうか、恐らくこういう意見を申し述べても訂正されるということはなかなか行政ではないのではないかなと思いますけれども、もし本当に本気で県民に訴えたいと、この計画を出発点にして分権を考えてもらいたいということであれば、そこら辺のアピールできる力のある計画の記述をちょっとご検討いただければなど、これは意見です。

以上です。

○達増座長 事務局、何かあれば。

○望月地域企画室長 理念といいますか、岩手らしさとか、そのあたりのお話があったかと思えます。実は今回の計画の中では、最初の会議の際に市町村と県の役割分担のあり方についてという資料をお出ししました。そこに書いた部分、理念的なものはこの中に書いてあったわけですが、これについては今回の計画には、前に一回了承をいただいたものですから入れていなかった面があります。したがって、ちょっとそのあたり文言として整理して、もし入れ込むことができる部分がありましたら、少し入れることを検討していきたいと思っています。

それから、岩手らしさという部分につきましては、実は別冊1の市町村と県の役割分担の考え方の2つ目のほう、主要な施策に関する役割分担、実はこれは岩手県内の県と市町村のさまざまな施策で特徴的なものをここに記述しております。したがって、1ページの2の(2)見ていただければ、例えば三陸鉄道とか、IGRいわて銀河鉄道の話も出てまいります。こういった岩手の独自の政策といいますか、岩手だからそのものというものはある程度盛り込んだつもりでございますので、このあたりも内容を精査して、加えるべきものがあれば、もっと加えていきたいと思っております。

○達増座長 そうですね。ちょっと私から一言言うと、やっぱり市町村長はじめ県、市町村職員やあと住民で、特に住民がその気になるような工夫というのは必要だと思います。う

まくそういう文章で整理するのか、それとも何か別の工夫でやるのか、いろんなやり方とか工夫があるのだと思いますけれども、過去の反省に基づけばそういったところをやっばり工夫と努力が必要というのはそのとおりだと思いますので、そこは留意しなければなと思います。

ほかに質問、意見などございませんでしょうか。

平木委員。

○平木委員 役重委員さんのご指摘、まさにそうだなと大賛成します。この計画は初めて県民の方々に出すわけですから、冒頭で高々とうたったらいかがかかと。2のところでは補完性の原理、近接性の原理、市町村優先の原則とあり、私たちは慣れていきますからいいのですけれども、こういう言葉に集約されるわけですけれども、このことを県民に対し、だれもがわかる言葉で最初にぼんとうたって、とりわけ岩手ではこういう特色、事情があるのだからということも明確にする。そういう文章を最初に掲げるのは役重委員さんのご意見に大賛成でございます。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

では、ちょっと全体の中で10分間ほどの休憩をどこかに入れようと思っておりましたので、今ここで10分間の休憩入れまして、3時に再開をしたいと思います。

(休憩)

○達増座長 3時になりましたので、議事を再開いたします。

こちらの岩手県権限移譲等推進計画、総論についての質問、意見は、ほかにはございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 なければ、各論のほうにいきたいと思います。これは分野ごとにご意見、ご質問を伺ってまいりますので、まず地域振興・総務分野について、別冊1の役割分担の考え方と別冊2の権限移譲対象項目一覧表について、この別冊1、別冊2の双方について、「1 地域振興・総務分野」について、まず意見をいただきたいと思います。

ちなみに、16時までの時間をとってありますので、目安としては、各分野10分間ずつという感じではございますが。

(「なし」の声あり)

○達増座長 では、また最後に全般についてのご意見、ご質問をいただく場を残しておきつつ、次は「2、環境生活分野」について質問、意見ございませんでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員 この環境生活分野、特に環境の分野の場合には非常にテクニカルな専門性が問題になるところで、それでこの役割分担の最初のところにしても、あるいはその後の職員の配置、あるいは別冊の2のほうの備考のところにも、そういうことに対してどう対応する、職員の配置等によって対応すべきかとか書かれているわけです。

それで、その際に環境行政を近接的なところで行っていく場合に何を考えていくべきかということに関して、これから申し上げるようなことはもちろん環境行政に実際携わっている方々はもう承知の上で進めていらっしゃるのだとは思いますが、つまり2つあると思うのです。1つは、こういう環境問題に関して地方の行政として、例えばリスクコミュニケーションのようなことがあるのだと思うわけです。というのは、環境に関するさまざまなリスクというのは、よく言われていることですが、リスクというのは一応計測はできるけれども、不確実なものであって、政治的には環境リスクというのは常にゼロにすべきだと、ゼロを目指していくのだと言うわけだけでも、実際にはリスクゼロというのは何なのかよくわからない状況の中でやっているわけです。それで、ではそれは各地域にしても、いろいろな生活場面にしても、今のこの場面、この地域の中でどういうリスクが特に懸念されるだろうか。そのリスクがどういう形で住民生活に対して脅威を及ぼし得るのかとか、あるいは長期的に、あるいは空間的、時間的にどういう広がりを持つことが予想されるのかということは、それは必ずしも例えば化学系とか生物系とか、そういう技術的な合理性のみで判断されるところでもなくて、いろんな住民間のコミュニケーションの中でそれを判断していかなければいけない。優先順位や、あるいは逆の意味の優先順位というのでしょうか、脅威の順位、そういうのもつけていかなければならないということが最近のリスク研究では非常に重んじられていると思います。そういうときに地方行政にかかわる立場の人間が住民と専門家の間に入っていくことが必要になってくるだろうと。

さらに、もう一つの側面として、環境というのは、住民や、あるいは企業、その他さまざまな主体がどのように生活するか、行動するかということの集積によって結果が出てくるわけですから、それぞれの当事者が当事者としてどういう形で参加していくかによって帰結が決まってくる。そうすると、そういう当事者の人たちに当事者だと思ってもらうと

ということや、どういう立場で参加してもらって、どういう当事者性を感じてもらおうかという、そういう意味での組織化ということが非常に大事だと思うのです。その組織化の主体という役割もあるだろうという意味で、地方環境行政の担当者に求められる専門性というのは、必ずしも専門技術者そのものということだけではなくて、専門技術者と住民の間でコミュニケーションをとるということが、かなり求められてきているだろうと。実際仕事をなさっている方々は経験的にもう既におわかりのことだと思うのですが、そういうことを目的意識を持って行政としてつけていく能力、行政能力として開発していくべき能力として目標の中に入れていく必要があるのではないかと思います。

ちょっと方向を変えて申し上げますと、これは参考資料の中の市町村の意見にもあったのですが、市町村が環境行政を担っていくときに、今言ったような意味での専門技術者の採用ということを中心に考えていくと、これは非常に難しいところがあるということもあります。

あと、それからこれは市町村だから問題になるので、では国であれば全く問題ないかというところではなくて、よく言われていることでは、いまこういう問題に関する技術的な知識の要求水準が非常に高くなっているのです、仮に国レベルの省庁の技官と言われるような人たちでも、必ずしも最先端の技術的なものや科学的なものをフォローしているわけではないと。そう考えてみると、そういう人たちは、いかに最先端の専門家とコミュニケーションをとっていけるかが非常に大事であって、そういうことは大なり小なり国でも、あるいは小さい規模の自治体でもあるわけですから、非常に意識して、地方環境行政で持つべき行政の役割を強調していく必要があると思いました。

なぜこのようなことを申し上げたかということ、どうしても専門性が、あるいは一般的な行政かという議論になってきますと、いま申し上げたような環境行政のコミュニケーション的性格というものが後方に退いてしまって、いわば純粋な技術専門家のみが担えるようなイメージを与える場合もあると思ったものですから、こういうお話をさせていただいたわけです。

以上です。

○達増座長 アル・ゴアさんも別に専門家ではないけれども、ノーベル賞を取るくらいの貢献をしていますものね。ほかにご質問、ご意見。

多田委員。

○多田委員 1つだけ教えてください。(8)の鳥獣保護です。これ市町村にとっては非

常に緊急を要する課題でございます。これの2段目のところに、個体数管理の必要のない有害鳥獣の捕獲と表現されているので、意味はわかります。意味はわかりませんが、この個体数管理をしなければならぬものの被害が大きいというのも事実でございますので、この辺の整合性をどのようにとらえていただけるのかなというのによっては、パブリックコメントでちょっと違うぞという話が出てくるのかなというのを心配しますが、いかがでしょうか。

○達増座長 これは答弁をお願いします。

○小田桐環境生活企画室長 ここで書いています個体数管理の必要のない有害鳥獣と申しますのは、例えばキツネだとかタヌキ、あるいはスズメなどであり、こういった動物については、全県的に正確な意味での個体数管理をしなくても当面は差し支えないとされてございます。

一方、全県的に個体数管理をある程度していかなければいけないクマだとか、あるいはシカ、こういった動物につきましては、お話しのとおり農作物被害とか、非常に問題になっているわけでございます。確かに農林水産被害の面から考えますと、何らかの対策を講じていかなければなりません、一方においては、こういった貴重な動物をどういった形で保護管理していくかと、これまた自然保護管理といった面から見ると非常に大きな課題になっているわけでございます。

したがって、毎年その都度そういった被害の状況が起きた段階で、それぞれのサイトでどういった対策が講じられるかと、そういったことをこれまでも工夫してまいりましたし、これからもより適切な形で工夫をしていかなければいけないと。かなり抽象的な答えなのですが、そういったことで工夫をしていくことが必要だと考えております。

○達増座長 多田委員。

○多田委員 お答えとすれば、多分そうなのだろうと思うのですが、我々現場にいる人間としますと、例えば去年私のほうの町であったのは、子どもたちが下校の時間になったら、その通学路のところにクマが出てきたわけですね。そうすると、このクマをすぐ近くで鉄砲を持った人がいるのですが、おどかしてバンとやるわけにもいかない、子どもをどうするか、こういう切実な問題がありますので、県のお答えとすれば今のお答えで正解なのだろうと思うのですけれども、現場はなかなかそういかないというのがひとつ大変なところですので、十分ご理解はいただいているはずなのですけれども、このままではそういう被害地域の人たちにとっては、そんな抽象的な表現でいいのかというものが多分ある

と思いますので、防除網を張って、その辺はお願いしたいと思っています。

それと、余計なことですが、ニホンザルはこれに該当するのですか、しないのですか、この辺もお聞かせください。

○達増座長 答弁願います。

○小田桐環境生活企画室長 ニホンザルは、クマとかシカと同じように保護管理をしていかなければいけないという動物になってございます。

○多田委員 クマは鉄砲で撃ってもいいのですが、猿を鉄砲で撃ってくれる方はいないのですね。ですから、猿についての対策もこの場面とは関係ないですが、ひとつその辺もご配慮いただきながら、市町村への権限移譲というものに一定の枠をはめていただいて結構ですけれども、何かしていただかないと困るのではないかなと、そんな気がしますので、意見としてお願いを申し上げます。

○達増座長 ほかに意見、質問、この環境生活分野、ございませんでしょうか。

平木委員。

○平木委員 この環境生活分野に限らないのですけれども、後のほうにもかかわることなのですが、最初にこの分野で出てきたので。土地利用のところですが、土地利用基本計画の策定は県がやるということになっているのは、もちろんそうですね。それで、いろいろな土地利用絡みの計画がありますが、それぞれ市町村も計画を立てて事業を進めていると思います。市町村が計画を立てた時、県に報告するとか、県の承認を得るとか、何かそういう仕組みが残っていたと思うのですけれども、それをどうするのか。この項目に限らずですね、そこのお考えをお聞かせいただきたいのですが。種々の計画。

○達増座長 では、事務局、答弁をお願いしますが。

○小田桐環境生活企画室長 土地利用計画については、いろいろ二重行政の問題がございまして、例えば県の事務も仕組みとしては県で完結できるということになっているのですが、実際は国に協議しなければいけないということになっている、そういう意味では非常に二重行政の事務になっておりますので、これは資料の中にも出てまいります、そういったものはなくしていかなければいけないということで整理をさせていただきます。

○達増座長 ほかに質問、意見、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、3番目、「保健福祉分野」にいきたいと思います。保健福祉分野のところ質問、意見ございませんでしょうか。

保健福祉分野、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、次にまいります。4番目、商工労働観光分野。別冊1が10ページ、別冊2が8ページからになります。商工労働観光分野、質問、意見ございませんでしょうか。

小原委員。

○小原委員 商工会議所法、商工会法の欄の10ページなのですが、以下のとおりとするのが適当と、こうあって、枠があって、その下にただし書きが書いてあります。強い意見があると書いてありますが、これはどう考えるべきなのでございましょうか。事実はそうだと思うのですが、そういう意見はありますが、市町村はこの枠に書いてあるように県からの権限移譲を受け云々と、指導監督を行うというように進めます、ということなのか。質問でございますが。

○達増座長 事務局、お願いします。

○福澤商工企画室企画担当課長 ただし書きの部分でございますけれども、これにつきましては商工労働観光分野の検討部会で、こういう強い意見が出されたということでございます。しかしながら、やはりこういう事務については市町村に権限移譲するのがいいのではないかと、ただ意見も踏まえまして具体的には市町村の意見を尊重しながら権限移譲を進めていくということで考えているものでございます。

○達増座長 ほかにございませんでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員 労働の分野に関してなのですが、私自身も地方行政実務の実態がよくわからないものですから、ちょっとご質問なのですが、国と県と、それから市町村で労働行政に携わるときの問題の取り扱い方というのが、恐らく国レベル、県レベル、市町村レベルという階層的な感じにはなっていないと思われるところがあって、それで前からの参考資料の中でも、恐らく労働に関しては国にかなり権限もあるし、あるいは基準も国の基準をどうするかという話だとなると、ややもすると国と県と市町村というのは問題が階層的になってきます。うまく役割分担をするというよりも、国が見る労働問題というのと、それから市町村が見る労働問題とか、あるいは県が見る労働問題というのは全部視角が違って、下手をすると対立するというのか、対立というとちょっと言葉が悪いですが、例えば国ではこういう基準があるけれども、地方の実態はこうなのだという感じで、問題の映り方自体が全然変わるという側面が多いのではないかと日ごろ感じているところも

ありますし、あるいは参考資料で出ている議論からも若干そういう感じを受けるわけがあります。そうすると、この分野の別冊1の労働のところに書かれてある12ページの(5)、(6)、(7)のようなまとめというのは、ちょっと実際には難しいのではないかなと。そうして見ると、この労働分野特有の国と県と市町村で問題の映り方が違うというような把握に沿った上で、ではどう取り組んでいくかという話にならないと、普通の意味での問題の規模に応じた役割分担みたいな話にはなりにくいのではないかという印象を受けているのですが。ただ、私自身も労働行政の実務に詳しいわけではないものですから、やや大ざっぱな質問的な言い方になるのですが、どのように把握していらっしゃいますでしょうか。

○達増座長 答弁願います。

○福澤商工企画室企画担当課長 労働関係につきましては、委員のお話のとおり基本的には国の事務ということにされており、その中で地域特性に応じて県なり市町村ができる部分がございますけれども、ここに掲げてあるような部分については、ほとんど制度的に基準があって、その中で進められているということです。

それで、基本的に考えているのは、そういう部分を全部県のほうにおろしていただいて、県の地域特性を踏まえたある程度の裁量の中でそういう行政を進めること、そういうことをここでは想定してございまして、国のほうに要望なり働きかけていきたいということでございます。

○高橋委員 認識をご説明いただいたということではわかりましたけれども、何分にも私も、ではどう効果を表現すべきだというビジョンがあるわけではないので、これ以上申し上げられませんが、やはり労働に限らず、テーマによっては問題自体の映り方が違ってくることが多分あるのしょうから、その場合には、それに対応したような表現で書かないと難しいのかなという印象は受けております。それだけでとどめさせていただきません。

○達増座長 商工労働観光分野、ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 なければ、次に進みます。5番目、「農林水産分野」。別冊1が13ページ、別冊2が9ページです。農林水産分野、質問、意見ございませんでしょうか。

多田委員。

○多田委員 毎回で申しわけないですが、農地転用についてはなるべく早目に市町村へお

ろしていただくように、これはぜひ権限移譲を早く進めてほしい分野だと思しますので、国との関係で面積の要件があるのだらうと思えますけれども、なるべく早目にこれはおろしていただいたほうが全市町村が多分歓迎する分野だと思えますので。ただ、心配されるのは、ではそのためにこういう条件をクリアしてください、ああいう条件をクリアしてくださいという、いろんなただし書き条項がついてくるようですけれども、その辺もうまく整理していただければ、これは早く進ませてもらえると思えます。意見です。

○達増座長 ほかに質問、意見ありませんでしょうか。

平木委員。

○平木委員 同じくです。前回の会議でしたか、私この段階的に引き上げるというのはだめだというように申し上げました。段階的でなくて進めていただきたいと思えます。

○達増座長 ほかに質問、意見ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 ございませぬようでしたら、次は6、「県土整備分野」について質問、意見ございませぬでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 ございませぬようでしたら、次に7番、「教育分野」について質問、意見ございませぬでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、1番から7番まで分野ごとに質問、意見を伺ってまいりましたが、全体的に、あるいは個別の分野で言い漏らしたと、あるいはつけ加えたいことあれば、伺いたいと思えます。

稲葉委員。

○稲葉委員 おか目八目の意見になると思えますし、またこれを直すとかというのではなくて、事務局は苦労してまとめたと思えますけれども、どちらかという今読ませてもらっているこの分権案は、既存の法律また既存の事業をどう仕分けするかと、もちろんその仕分けでもより住民に近くなっただけがいいものは、そうするというところで進められているのですけれども、そういうことだけでなく、これからのテーマですね。我々が、県民が、各市町村民が今の時代にふさわしい目標設定があって、それに即してどう役割を分担していくかという、そういう切り口も欲しいなというような感じがします。

例えば生活環境の面でも県全体としてゼロエミッションという目標を立てて、例えば県

が産廃を極力減らしてとか、広域市町村とすると例えばプラスチック類をどうリサイクルするかとか、市町村であれば生ごみを完全にエネルギー転換するとか、堆肥にするとか、そういうのがあったほうがいいような感じがしますし、産業振興の面でも例えば今もトヨタの話で盛り上がって、盛岡地区に自動車産業を誘致したいと。八戸で今度手を挙げていますよね。それを例えば県全体としてさまざま関連企業を貼りつけるのだけれども、従業員1,000名以上のぐらいのものは主に県がやるとか、数百人ぐらいのは広域圏で対応してみるとか、また100人規模ぐらいのものは市町村の自由な競争によってやるとかという、そういう今後本当に我々が目指すべきテーマに即しての権限とか分担というのがあったほうがいいのかという感じもいたしておりますので、何か別冊でそういうのもつくっていただければいいなと思います。

以上です。

○達増座長 今の件について何かありませんでしょうか。そうですね、では全般的なことなので、はい。

○望月地域企画室長 先ほど役重委員からも、この計画の理念と申しますか、岩手らしさを出したほうが良いという意見がございました。計画の中にそういった本県としての理念と申しますか、そういったものを少し書き込みまして、ただいまお話のあったようなこともそういった中に取り入れるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○達増座長 多田委員。

○多田委員 すみません、きょうしゃべり過ぎです。反省しています。最後に1つだけお聞かせいただきたいのですが、この表現の問題ですけれども、全体的に最後の締めが望ましい、望ましいというのが多いのですが、例えば5ページで見ますと(2)が「望ましい」、(3)が「取り組んでいく」、(5)は「進めていく」、次のページの(1)にあって、「見直しが必要」というような、いろんな表現、使い分けしているのだと言えればそれまでですが、この計画で知事が力強く推し進めていくということからすれば、この辺の表現は、どうとらえたらいいのでしょうか。できれば統一してはいかがでしょう。

○達増座長 答弁願います。

○望月地域企画室長 ただいまご指摘がありました点ですが、例えば4ページのところで見ていただければ、たまたま見ているだけなのですが、(3)のところ、市町村が担うことが望ましいというような書き方にしております。こういった望ましいといえ、こうやったほうが良いだろうという、実は権限移譲については、個別のプログラムの中で県と市

町村が協議して決めることになりますので、このとおりにならないところも当然出てくるわけでございます。

したがって、今後のあり方として、このようになったほうがいいということはこの分権推進会議として了承を得たいということ、また、これは県だけでやるというものではございませんので、こういった表現にしているということでございますので、この点については御了承いただければと思います。

○達増座長 ほかに。

小原委員。

○小原委員 県土整備と農林とにまたがる問題でございますが、道路なのですけれども、道路には市町村道と農道とあるわけですが、その整備に絡んで、その補助をもらおうとするときに縦割りが非常に厳しいものがあります。経験したのですけれども、農道でやりますと補助の採択が得やすいということで、それが市町村道だったものですから、そこで苦労しまして、どうしたらいいかということで、農水側は市町村道であるとうできないということで、議会に諮って外したのです。そして、いよいよやろうとしたら、かつて市町村道であったところを農道で整備することはできないという国交省からの強い指導があって、それで結局できなくなりまして、それではこの整備は助成を受けてやることはできないのかと、こう詰め寄りますと、ほかの事業をやめてここに持っていきなれないよという話になるわけです。

そういうことで、結局、市町村道として整備を始めようとして、改めてまた議会に道路認定を諮って、えらいみっともない格好をとったのですが、権限的には市町村道は確かに市町村長が認定するという仕組みになっているのですが、財源を持っているところは権限以外のところでお互いの縄張りをしっかり守るといいますが、そういうのが厳然として残っているのですね。そこを打破しないと、形式的権限というのは移譲もできれば形の上ではきれいになっているのですが、實際上、形の上での権限とは別に、実際何かをやろうとするときの障害というのが裏にしっかり残っているものですから、そこを打破しないと本当の地方分権はできないと思うのです。

そういう意味で、横断的なものというのはどういう意見を言えばいいのかなと思ったのですが、縦割り排除をもっと弾力的にというか、あるいはそれを市町村に選択できるのであれば、形の上でなくて実態的にも選択できるような方法を講じていただきたいと、そこを強く思います。だんだん補助制度もなかなか容易にはなってきておりませんが、農水系

あるいは昔の通産、農水、建設というその3省庁にまたがるものについては、最近は組めば予算がつきやすくなってきている面はありますけれども、何かそこに当てはまらないときはどうしても市町村の選択にはならないと、そういうことがありまして、どこで何を言えばいいのかわかりませんが、縦割り排除について、県でもどうしようもないところがあるのですね。それを国に対する要望のところでもいいのかもしれませんが、そういうものを是正することも地方分権を実質的に実現するためには大事なことではないかと思っています。

そういうことで、どこに何を書けばいいということは言えないのですが、その縦割り排除について何とかどこかに入れていただけないかと。これは県にも何回も相談して、それぞれは親身になってくれたのだと思うのですけれども、結局実現しなかったのです。そういうことで、この機会に分権を推進するという改革の中で、ぜひとも省庁の縦割りを形の上だけではなくて、支援、助成を実現させる上からも実際上の権限を、市町村民が通るわけですから、それが実現できるような方法をぜひ講じていただきたいと。そこをどういうところに、どう書けばいいのかというのは、いろいろテクニックはあると思いますが、何とかよろしくお願ひしたいと思います。

○達増座長 では、事務局からお願いします。

○橋場県土整備企画室長 県土整備部です。県土整備部会におきましては、公物管理の観点から検討が進められておりまして、いま委員がおっしゃったような財政的なフォローの部分だとか整合性の問題等々は、当然今後の検討の課題の一つになると思います。

県土整備部におきましては、現在、農道、林道、それから国県道の管理ということで一元化の業務の体制で進めておりますので、それらの制度的なものすり合わせとか、それについては関係部とも連携をとりながら検討を進めていきたいと思っています。

○達増座長 そのほかこの議題に岩手県権限移譲等推進計画、総論、各論通じて質問、意見は。

高橋委員。

○高橋委員 この段階で対応がちょっと難しいことを申し上げますが、意見としてお話しします。

各項目全部に関してなのですけれども、書き方は事務権限等の役割分担と単刀直入に入っていて、具体的に書いていくわけなのですけれども、本当はどの項目も前段階に、事務の役割分担に入る前の基本的な役割分担として、県や市町村が、それぞれの領域でその

領域に関する自分たちとしての全体像をそれぞれの計画によってこのように全体をとらえて、それで地方として取り組んでいくという方針を示すということ、それによって県や市町村がそれぞれこのような問題のとらえ方をして仕事をするのだと。そういう前提を置いた上で、以下のそれぞれの仕事は県が持つのだ、市町村が持つのだという話をしていったほうが筋が通っているという気がいたします。

なぜそういうことを申し上げるかと申しますと、まず国がさまざまな行政領域に対して関与することを正当化するとき、まず全国的に水準を確保する必要があるというようなこともあり得るわけですね。そのときに、まずそれがミニマムかスタンダードかという問題が出てくるわけで、ミニマムでなくてスタンダードであれば、どの県や市町村もそこまで達成しなければいけないということになるわけですから、それによって統制力が非常に強くなっていくというのは周知のことですけれども、それもありますし、あるいは仮にミニマムだったとしても各論で一つひとつの分野、基準全部を分けて、それを達成する、達成しないという話になってしまいますと、やはりそれはまず国が基準を決めて、それに対して各県や市町村はどうそれに取り組んでいくかというような順番になってしまいますので、結局どうしても県や市町村の主体性というものは、かなり限定されたものになってしまいます。

そうすると、今言った国が敷いた土俵でそれぞれの項目別に細かく分かれた指標をどのくらい達成したとか、あるいは全国でどこがナンバーワンだとかという話をしているうちは、結局県や市町村は全体で、国として定められた目標をどう達成するのかという形で、自主的な動きが難しい形で進めざるを得ない。ですので、そういうことを考えますと、この役割分担を示すときの基本的な姿勢として、まず国として最小限のものを示すというようなことはするのだろうけれども、それ以上のことについての組み合わせ方については、どういう全体のストーリー、全体像をつくるかということを県や市町村がそれぞれの立場に向いてやるのだと。それを前提にしているいろと組み合わせをするのだから、それぞれの項目について検討する場合は、どここの達成水準はどのくらいだというふうな、そういう立て方をしないという前提で書いていくと。そうすると、各分野の一番最初に県や市町村は、それぞれこの分野をこういう問題として把握しているのだというものが無いと、そういう形にはならないかなという感じがするわけです。

そうすると、結局その全部の分野についてそういう書き方をするというのは大変なので、なかなか対応困難なところなのですが、しかし、実際この役割分担の話をするときに

は、個別の事務権限の役割分担の話の前にそれがあるというのが本当は筋が通っているのではないかなと思ったものですから、意見として述べました。

○達増座長 では、それについて事務局から。

○望月地域企画室長 現在、県では県全体の計画、新しい地域経営計画をつくっております。この中では、県、市町村、それから民間、団体ごとの役割分担でありますとか、31項目でしたか、そういったものを定めた上でやっております。そういったほかの計画との関連もあります。私どもとすれば、この権限移譲等推進計画につきましては、ある程度範囲を絞って、そのかわり権限移譲というものについては、これでしっかり、この分権推進会議の中でフォローできるという、そういった形でとらえていきたいと思っているところでございます。今のご指摘は、非常に大事な事項でございますので、いろんな進行管理でありますとか、そういった中で生かしていければと、こう思っております。

○達増座長 ほかにございませんでしょうか。

小野委員。

○小野委員 全般的なことになるのですが、やはりなかなか個別の権限について、いいとか悪いとかというのはすごく言いづらいですね。先ほど多田委員のほうから、例えば農地転用の部分は、もう本当に市町村が歓迎するので、積極的にやってほしいというような意見があったかと思ったのですけれども、市町村会とか、市町村の立場でぜひこれはというのはどのくらいあるのかが、ちょっと分からないのですが、そういう県側の意向と、市町村側の意向のすり合わせがあるのか、あくまでも県の立場からの権限移譲なのか、というところが見えない部分かなというのがあります。

各市町村においても本来であれば、例えば県が国にこういう権限移譲してくれと申し出るのと同じように、市町村からこういう形で権限移譲をというような、権限移譲に関する具体的な市町村行政の施策を打ち出すような取り組みをこれから進めていかなければならない。やっぱりその基本になるのは住民ということになるので、県が住民にとっての利便性を考えると、こうではないかということである程度出てきている部分が多いのですけれども、先ほど高橋委員も言っていましたけれども、そこら辺の順番性と関係性みたいなあたりを少し整理しないと、だれが主導で、だれがやらされているのかという、それぞれやっぱり対等であって、話をして、いいものをつくっていくところのもう少し練り合わせたというか、マッチングの中での整合性をとらないと、出されてきたもの自体が受け入れられるにはかなり難しい部分もあるのかなと思います。

こういう県の方から実施する分野別の権限事務移譲以外に、市町村の方で要求があれば随時追加できるものなのか、今年はこの部分で、来年はそこにさらにまた追加されてという、その3か年の中でどういう状況でこういう権限移譲が進んでいくのかというのも少しお聞きしたいなと思います。

○達増座長 答弁、お願いします。

○望月地域企画室長 まず、今回載せておりますこの権限の移譲項目につきましては、県のほうでこういうものはどうだろうかということで出したもの、それから市町村のほうには意見照会いたしまして、こういったものはどうかということでお聞きしたのもございます。その両方で、このあたりは大丈夫かなとかというのを各部会で検討いたしまして、これは大丈夫だねということで載せてきたものがこれでございます。

実は市町村でも、例えば花巻市なんかそうですけれども、庁内で権限移譲、もっと県から権限を移譲してもらえないか検討しているところもございます。そういった中では、まだこれからこういう権限も欲しいとかというのが出てくる可能性がございます。今年度、計画がこれですが、引き続きこれにどんどん追加していければと思っております、来年度以降の部会の中でもそういった議論をしていきますし、また、この会議にもおかけいたしまして、さらにこの内容の充実を図っていきたいと、こう思っているところでございます。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

平木委員。

○平木委員 私の意見とかそういうことではないのですけれども、2つありまして、1つは県費負担教職員の人事の問題ですね。これを県として、この計画では、この段階で継続検討、調査になっていますけれども、きょう御欠席の委員さんからかなり強く出ていた問題に、これからどう取り組んでいかれるのか。

それと、もう一つ、国の地方分権改革推進委員会でも支障事例として出ていたことなのですけれども、やはりこれも広域合併、市町村合併に絡んで、商工会議所と商工会、これはもう国のほうで一本化すべきではないかというような、そういう制度改正の問題提起が出ていたかと記憶していますけれども、これについての岩手県としての考え方をどう詰めていращやるか、この2点について。この議題ではないかもしれませんが。

○達増座長 では、その順番でお願いします。

○菅野教育企画室長 教育委員会でございますが、県費負担教職員の人事権の問題でございますが、現在、継続審議、検討としておりますのは、これまでの人事権の議論を続けて

も、どっちがいいという議論はこれ以上進まないのかなという気がいたしまして、それをやはり全体として、本県の教育を今後どう描くのか、そのビジョンをまず描くことだろうと。そういった中で、本県の子供たちをどう育てていくかというビジョンを描いた上で、そのために市町村と県がどう役割分担を行って、そのためによりよい人事のあり方としてどういう役割分担をしていけばいいのかという筋道で議論を立てたいと思っております、若干お時間をいただきたいと思っております。そのビジョンをまず立てて、その辺を市町村とよく議論をさせていただきたいと思っております。

○達増座長 では、商工会、商工会議所。

○福澤商工企画室企画担当課長 商工会議所、商工会についてですが、いま市町村合併は進んできておりますが、それにあわせて商工会等もエリアについても同じでございますので、県としては合併の推進を図ってきているところでございます。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

○平木委員 その辺は根拠法が違って合併がうまく進むのですか、商工会と商工会議所の一体化というのは。制度上何か国に変えさせるような必要はないのでしょうか。

○達増座長 では、答弁のほうを。

○福澤商工企画室企画担当課長 その詳しいことは、ちょっとあれなのですが、現実に例えば盛岡市であれば、盛岡市は商工会議所ですし、玉山村と合併しましたが、そちらは商工会、そういうところも統合を現に行っております。

○達増座長 ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 なければ、議事については以上とさせていただきますけれども、いただいたご意見を踏まえながらパブリックコメントを実施しまして、修正すべき点については今後委員の皆様のご意見を確認させていただきながら、年度内をめどに計画を策定してまいりたいと思っております。

次に、議事の 、国への制度改正要望について事務局から説明を願います。

○望月地域企画室長 資料の3、A4の横版でございますが、これをご覧いただければと。

今回平成19年度内に、3月ごろになろうかと思いますが、このA4の用紙、2枚物の内容につきまして、内容をさらに検討いたしまして、3月までには国のほうに制度改正等の要望を行いたいと思っております。

先ほど委員のほうからも御指摘がございました。県だけではなく、例えば市長会、町村会等と連携した実施も検討していきたいと思っております。なお、来年度以降も、先ほど小原委員からもいろいろお話がございましたので、国への制度改正等の要望については検討を進めていきたいと思っております。

資料3の1ページ、国の関与の是正ということで、11件上がってきております。なお、ナンバー1のところの下の緊急提言事項ということでございますが、これは1月8日に緊急提言ということで実施したものでございます。こういったものがところどころにございます。国の関与の是正については、こういった11項目について改正要望していきたいと思っております。

次の2ページでございますが、二重行政の解消、これは国と県が同じようなことをやっているというようなものがございますので、こういった事項についても検討を深めて是正を申し入れたいと思っております。

それから、次の3ページ、国に権限移譲を求める事務権限について6件挙げてございます。先ほどの農地転用のことも踏まえまして、こういったものを要望してまいりたいと思っております。

次の4ページ、国に返上すべき権限ということで2件、検討の俎上に載せてございます。

それから、5のその他でございますが、1については先ほど申し上げました。2につきましては、ブロードバンド環境ということで、これは本県が全国最下位レベルの整備率ということでございますので、こういった条件整備を訴えていきたいと思っておりますし、それから地上デジタル放送が平成23年の7月25日から始まるわけですので、特別支援策の充実といったようなものについても申し述べていきたいと思っております。

先ほどお話のありましたような事項につきましては、なかなか年度内に提言するというのは難しいかと思っておりますが、来年度以降もさらに検討を深めて、この国への提言等につきましては、内容をさらに充実させていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○達増座長 国への制度改正要望の検討状況について、質問、意見等ございませんでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 直接いま問題になっているところではないのですが、今後考えていただきたいと思っておりますのは、国に対する要望の中で国が直接管理しているといいますが、監督して

いるというのですか、行政上のものはある程度ずっと出てくるのだと思いますが、外郭団体といいますか、外郭団体といいましても非常に身内のというか、身近な外郭団体についても相当権限の移譲とか改革というのがあって、それがあある意味で分権の中で邪魔になっている部分がたくさんあるのではないかという気がします。この辺、この次の機会がいいと思いますが、検討していただければと思いますので、一言申し上げます。

○達増座長 それでは、そのとおりということで。ほかに質問、意見ございませんでしょうか。

なければ、議事の3は以上とさせていただきますよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 それでは、協議事項は以上でございます。

続きまして、報告、国への緊急提言について、事務局からお願いします。

○藤尾委員 それでは、国への緊急提言につきましては、資料4をご覧いただきたいと思えます。

資料4は、地方分権改革推進委員会の委員長、丹羽様あてのものでございますけれども、1月8日に総務省等5省に中身のとおりの8項目につきまして提言をいたしてきたところでございます。

なお、提言先の局長がいらっしゃったところなどと、いろいろとやりとりしている中で印象は、我々が思っている以上に提言の背景、趣旨、そういったようなものがきちっとよく理解されていないのではないかというようなことでございまして、今後ともいろいろと地方の側の実態とか問題点とか、そういったようなものを粘り強く提言していくべきものと感じたところでございます。また、本日の熊坂委員からの御提言にございましたように、担当する省庁だけではなくて、国会議員等に幅広く理解を深めていくといったような活動も必要なのではないかなと、そのように思った次第でございます。今後とも御意見のあった提言事項については、ぜひやってまいりたいと思えます。

それから、地方分権改革推進委員会のほうにもいろいろと御理解をいただいたところでございますが、委員会のほうでも報道等で御承知のとおり、これまでも各省庁に対していろいろとヒアリングをしつつ、働きかけをしていると行ってございますので、そういったことも念頭に置いて粘り強く提言していきたいと、そのように思っております。よろしくをお願いします。

以上でございます。

○達増座長 何か御質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 なければ、報告事項、国への緊急提言については以上で終わります。

続きまして、「その他」でございます。この際、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○達増座長 ほかにないようでございますので、議事はこれをもって終了をいたします。

それでは、事務局から事務連絡などお願いします。

○和山主幹 事務局から事務連絡がございます。

平成19年度の推進会議については、予定どおり開催させていただいたところでございますが、来年度は3回程度開催することとし、1回目の開催はおおむね7月ごろをめどとしたいと考えております。年間のスケジュールと検討事項につきましては、別途委員の皆様にご案内させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務連絡は以上ですが、ご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

3 閉 会

○和山主幹 それでは、本日の会議はこれをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。